

議案第4号

産業廃棄物処理施設の 敷地位置の都市計画上の支障の有無について

1 内 容

施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申請者
産業廃棄物 処理施設	新潟市北区太郎代字上往来 653番48他二筆	8,265.77 m ²	新潟市東区津島屋三丁目208番地 株式会社不二産業 代表取締役 本間 洋士

(別紙図面表示のとおり)

2 理 由

本施設は、木くずを始めとする産業廃棄物の破碎処理を行うものであり、都市活動によって生じる廃棄物の減量化、再資源化に寄与するものである。

都市計画区域内における一定規模以上の廃棄物処理施設については、建築基準法第51条において、その敷地の位置が都市計画として決定されたものか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ建築してはならないとされている。

本施設は民間企業が設置・運営しており、社会経済情勢の変化等により施設の恒久性が担保されないことなどから、都市計画決定によらず、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものである。

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について

